

湘南大庭ポータルサイト運営委員会規約

制定 平成25年 1月30日

改正 平成29年11月21日

改正 令和 7年 9月 1日

改正 令和 8年 9月 1日

(目的)

第1条 本委員会は、湘南大庭ポータルサイト（以下、「本サイト」という）の利用規約を設定し本サイト全体の管理をすること及び地域の魅力を十分に発信できるよう運営していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、湘南大庭ポータルサイト運営委員会（以下「本委員会」という）と称する。

(参加)

第3条 本サイトへの参加は、主に湘南大庭地区で活動を行っている地域団体、または公共施設等（以下「団体」という）とする。

2 本サイトに参加する団体は（別表1）のとおりとする。

3 新たに参加を希望する団体がある場合には、本委員会の承認を得ることとする。

(委員及び協力員)

第4条 委員は、本サイトに参加する団体ごとに運営委員1名以上を置き、これにあてる。

2 任期は2年とし、欠員となる場合は当該団体より補充する。

3 補充により就任した委員は、前任者の残任期間とする。

4 参加団体は必要に応じて、本サイトの管理運営のため協力員を置くことが出来る。

(事務局及び管理責任者)

第5条 事務局は湘南大庭市民センター（以下「市民センター」という）内に置く。

2 事務局長及び管理責任者は市民センター長が務める。

3 管理者は、別に定める利用規約に基づき、本サイトの円滑な運用に努める。

(役員と任務)

第6条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合、その職務を代行する。

(役員の選出と任期)

第7条 委員会の役員は、委員の互選による。

2 任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議と講習会)

第8条 会議は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 議長は委員長が務める。
- 3 更新講習会を年2回以上開催する。
- 4 更新講習会で不明点が解消しなかった場合は、本委員会内でサポートし合う。

(会計)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日までとする。

- 2 会計事務は事務局が行い、予算の配分については、別途年度ごとに定める。
- 3 運営委員会の運営に係る事務経費は、市民センターの負担とする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、この会で協議して決定する。

附 則

この規約は、平成25年1月30日から施行する。

この規約は、平成29年11月21日から施行する。

この規約は、令和7年9月1日から施行する。

この規約は、令和8年9月1日から施行する。

この規約改正に伴い、改正前の会計年度（令和8年度）は、令和9年3月31日をもって終了とする。また、この規約改正の施行日に在任する役員の任期については、第4条（委員及び協力員）の規定にかかわらず、その満了日を令和9年3月31日とする。

別表1

湘南大庭ポータルサイト参加団体

湘南大庭地区郷土づくり推進会議
湘南大庭地区自治会連合会
湘南大庭地区社会福祉協議会
ライフタウン・ジョワ
藤沢市社会福祉協議会（CSW）
湘南大庭地区民生委員児童委員協議会
湘南大庭地区防災協議会
湘南大庭地区防犯協会

湘南大庭地区生活環境協議会
湘南大庭地区交通安全対策協議会
湘南大庭地区子どもサポート会議
湘南大庭市民センターサークル連絡会
湘南大庭フラコムメイト
滝の沢市民の家
湘南大庭地区青少年育成協力会
湘南大庭地区老人クラブ連合会
駒寄地区社会体育振興協議会
小糸地区社会体育振興協議会
大庭地区社会体育振興協議会
マイミライ next